

社会福祉法人の行政財産使用許可申請に関する調査結果について

1. 概要

子ども・青少年局が所管監督する社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会は、滋賀県希望が丘文化公園スポーツ会館および県立長寿社会福祉センター内の食堂の使用許可を申請するにあたり、食堂の売上額を実際より少なく報告するなど事実と異なる書類を提出することにより、使用料の減免を受け、本来納付すべき使用料の納付を一部免れていた。

また、過去に県立びわ湖こどもの国内の食堂の使用においても、同様に使用料の納付を一部免れていた。(現在、のぞみ会は当施設を使用していない。)

なお、県立図書館の食堂についても、調査を行ったが、一部事実と異なる書類の提出が確認されたものの、本来納付すべき使用料の額には影響がなかった。

2. 使用料の納付を免れた額

平成 20 年度から 24 年度において 3 か所の施設で合計 7,831,627 円の納付を免れていたことが確認された。

施設名	納付を免れていた額	所在地
希望が丘文化公園スポーツ会館	2,860,236 円	野洲市北桜
長寿社会福祉センター	2,306,028 円	草津市笠山
びわ湖こどもの国	2,665,363 円	高島市安曇川町
合計	7,831,627 円	

なお、平成 19 年度以前については、県の関係文書が保存年限を超え廃棄されているため確認できない。

3. 今後の対応について

今回納付を免れた使用料について、5 年間の時効により徴収できない 887,636 円を除く、6,943,991 円を、各施設の使用許可を行った所属から請求する。

今後、経緯等を確認の上、県行政財産使用料条例の規定に基づき、過料の取扱いについて、財政課と協議のうえ検討する。

4. 再発防止策

今後は、社会福祉法人の監査において、使用許可申請時に添付の収支状況等の資料と決算関係書類との照合等により正しく申請がされているか確認し、再発防止に努める。

5. 各施設の状況 (平成 25 年度)

施設名	希望が丘文化公園 スポーツ会館	長寿社会福祉セン ター	びわ湖こどもの国 (~平 23 年 3 月 31 日)
使用許可面積	246.62㎡	55.30㎡	129.19㎡
使用料 (減免前使用料)	696,035 円 (1,392,070 円)	769,400 円 (1,538,800 円)	H22 890,104 円 (3,560,419 円)
減免額	696,035 円	769,400 円	H22 2,670,315 円
使用許可期間	平 25 年 4 月 1 日 ~ 平 26 年 3 月 31 日	平 25 年 4 月 1 日 ~ 平 26 年 3 月 31 日	平 22 年 4 月 1 日 ~ 平 23 年 3 月 31 日
当初許可	平成 15 年 10 月 1 日	平成 5 年 8 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日
担当所属	文化振興課	医療福祉推進課	子ども・青少年局